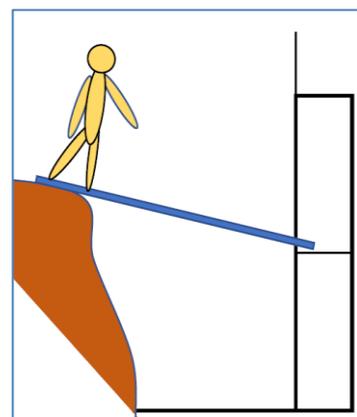


死亡労働災害速報（令和3年12月－1）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

高さ2mの通路（法面）から墜落、死亡			
発生年月	令和3年12月22日（水） 13時 頃		
業 種	橋梁建設工事業	事業場規模	1~9人
事故の型	墜落・転落	起 因 物	作業床・歩み板
発生状況	<p>令和3年12月22日（水）午後1時頃、名取市の橋台建設工事現場で、高さ2メートル程の掘削法面下部の基礎コンクリート上で被災者（60歳代）が倒れているところを発見された。当時、現場では、移動式クレーンにて、鉄筋を現場に搬入しており、被災者は、玉掛作業に従事していた。掘削面と橋台の足場には簡易な通路（歩み板）が渡されており、通路歩行中に墜落、もしくは掘削法面から墜落したものとみられる。</p>		
災害原因と災害防止対策	<p>[現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。]</p> <p>（本件事故原因を示したものではありません。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の掘削法面の端・足場（作業床）、及び架設通路を設置する際は、中棧を付けた堅固な手すりの設置等の墜落防止対策を講じること。 足場・通路の設置・変更・解体を行う場合は、元方事業者と事前に協議し、安全基準を確保したうえで行なわせること。元方事業者、関係請負人は、現場巡視等で確認を行うこと。 通路の設置にあたっては、安全に通行できる構造とし、安全通路である旨表示すること。危険箇所は通行禁止とし、柵・表示の設置を行い、関係作業員に周知徹底すること。なお、安全通路は工事の進捗状況に応じて、見直しを行い、大きく迂回しなければならないなど、不安全行動を誘発することのないよう配慮すること。 移動式クレーンを用いて作業する場合は、荷や現場の状況を勘案した作業の方法、作業者の配置及び指揮系統等の作業計画を作成し、周知すること。 また、作業資格を有する移動式クレーンの運転者、玉掛け者、一定の教育を行った合図者、玉掛け補助者等を配置し、当該作業に従事する労働者の中から、「玉掛け作業責任者」を指名し、作業計画に基づき作業を指揮させること。 加齢に伴い、一般に、バランス能力、俊敏性、視認性の低下等がみられ、転倒・墜落災害に遭いやすくなる傾向があることを踏まえ、設備の改善、作業負荷の軽減、高年齢労働者への安全教育等エイジフレンドリー・ガイドラインに配慮すること。 		



災害イメージ：実際の災害発生状況とは異なる場合があります。